

「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する愛知県基準」（案）に対する県民意見の募集結果

1 意見募集期間

2023年1月25日（水）から2023年2月23日（木）まで

2 提出方法

所定の様式に居住市町村名、年齢、職業を記入の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより提出

3 応募状況

提出人数4人、意見件数 延べ12件

(1) 居住市町村別（人）

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	県外	不明	合計
0	0	0	0	1	0	2	1	4

(2) 年齢（年代）別（人）

～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
0	2	0	1	0	0	1	4

4 意見の分類

分 類	意見件数（件）
① 第1章 基本的事項に関すること	2
② 第2章 基準（太陽光発電施設に関する基準）に関すること	5（重複2）
③ 第2章 基準（風力発電施設に関する基準）に関すること	5（重複2）
④ 第3章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示に関すること	0
⑤ 第4章 促進区域の設定等に当たっての留意事項に関すること	1
⑥ 参考資料に関すること	0
⑦ その他	1
合 計	12

5 御意見の概要に対する県の考え方

番号	該当箇所 (分類別)	御意見の概要	県の考え方
1	①	<p>「環境に適正に配慮された再生可能エネルギーの導入を促進することを目的に、本基準を定める」とのことですが、そもそも太陽光をはじめとする再エネは電力として安定供給に向かず、非効率で、消費者は再エネ賦課金により家計を圧迫されるという悪循環です。安定電源を考えれば原発推進がベストです。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律そのものが不要です。</p>	<p>国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、電力の安定供給を含むエネルギー政策の原則であるS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）の考え方の下、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すことを掲げております。</p> <p>本県においても、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、昨年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」に基づき、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するなどにより、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしております。</p>
2	①	<p>基本的事項において、「促進区域に含めない区域」の見直しを言及すべきである（該当箇所 P. 2）</p> <p>基本的事項の6では、本基準の見直しの言及がされているが、その内容は地域脱炭素化促進施設の追加・見直しに限定されている。</p> <p>今後、愛知県基準に準じて基礎自治体（市町村）で促進区域の検討・策定が進められた結果として、促進区域の総面積（実現可能な再生可能エネルギーの開発量）が、「あいち</p>	<p>御意見を踏まえ、施設の追加等以外も見直しの対象とするため、「第1章 基本的事項」の記載を次のとおり修正しました【該当箇所 P. 2】。</p> <p><修正前></p> <p>6 地域脱炭素化促進施設の追加及び見直し （中略）本基準の対象とする地域脱炭素化促進施設の追加及び見直しを適時行うものとします。</p>

		<p>地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」の削減目標を達成するために必要な再生可能エネルギーの導入量に足りない可能性が考えられる。</p> <p>したがって、排出削減の確度を高めるためにも、促進区域の基準を緩和する見直しについて、基本的事項の 6 において定めることが望ましい。</p>	<p><修正後></p> <p>6 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類及び本基準の見直し</p> <p>（中略）対象とする地域脱炭素化促進施設の種類及び基準の見直しを行うものとします。</p> <p>なお、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」で掲げる再生可能エネルギーの導入目標は、促進区域の内外を問わず県内全域に導入される再生可能エネルギーの導入量を対象としております。</p>
3	②	<p>太陽光発電施設の「促進区域に含めない区域」に国定公園、県立自然公園の第 2 種、第 3 種特別地域を追加すべきである（該当箇所 P. 3）</p> <p>太陽光発電施設の「促進区域に含めない区域」には、国立公園の特別保護地区、第 1 種特別地域、県立自然公園の第 1 種特別地域が定められている。しかしながら愛知県には、知多・渥美半島ならびに三河地方に第 2 種、第 3 種特別地域が多く存在する。</p> <p>バッファゾーンである普通地域と異なり、開発による生態系ならびに景観への影響が高くなることが想定され、山間地域での土砂災害等を引き起こす原因にもなっている。</p>	<p><国定公園、県立自然公園の第 2 種、第 3 種特別地域を「促進区域に含めない区域」に追加するとの意見に関して></p> <p>本基準の策定の考え方として、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めない区域及び開発を特に避けるべきであると認められる区域を「促進区域に含めない区域」として定めています。</p> <p>自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づく第 2 種、第 3 種特別地域内においては、許可要件に適合した場合には太陽光発電施設等の設置が認められることから、「促進区域に含めない区域」とはしておりません。</p> <p><土砂災害等を引き起こす原因であるとの御意見に関して></p> <p>太陽光発電事業の実施による土砂災害等の誘発については、「促進区域に含めない区域」として砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林を定め【該当箇所 P.</p>

		<p>これらを踏まえれば、当初より国定公園、県立自然公園の第2種、第3種特別地域を促進区域の除外対象にすべきである。</p> <p>(他に同趣旨1件)</p>	<p>3】、土地の安定性への配慮に関する「促進区域の設定に当たって考慮を要する事項」として、市町村において土砂災害の発生原因となり得る土地等への適正な配慮を確保するよう求めています【該当箇所 P.10】。</p>
<p>4</p>	<p>②</p>	<p>太陽光発電施設の「促進区域に含めない区域」に植生自然度の高い地域を追加すべきである(該当箇所 P.3)</p> <p>配慮事項として植生自然度の高い地域を指定しているが(P.11)、要件には具体的な自然度が指定されていない。</p> <p>特に高い自然度の森林については、周辺の生態系ネットワークを維持する重要な構成要素となっている可能性が高く、かつ一度開発されれば簡単には代償ができない。</p> <p>また、林齢の高い森である場合、伐採そのものが大きなCO₂の排出につながるため、脱炭素対策として望ましくないと考えられる。</p> <p>したがって、伐採による生態系への環境影響が相対的に小さく、後に再植林をする場合にも回復をしやすい人工林を除き、より上位にある自然度の森林(二次林、天然林など)では、開発が行われるべきではない。</p> <p>具体的には、自然度7以上の森林については、促進区域から外すべきである。</p>	<p><植生自然度の高い地域を「促進区域に含めない区域」に追加するとの意見に関して></p> <p>本基準の策定の考え方として、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めない区域及び開発を特に避けるべきであると認められる区域であって、法令に基づき、その範囲が明確に定義・図示されている区域を「促進区域に含めない区域」として定めています。</p> <p>植生自然度の高い地域は範囲が明確に定義されていないことから「促進区域に含めない区域」とはしておりません。</p> <p><植生自然度の高い地域の具体的な要件を示すとの意見に関して></p> <p>御意見を踏まえ、植生自然度の高い地域の要件として、植生自然度7(繰り返し伐採されて樹冠が小さく自然林の要素を含まない二次林)以上の地域を定めます。</p> <p>また、風力発電施設に関する基準においても同様に修正することとします。</p> <p>「第2章 基準」の「促進区域の設定に当たって考慮を要する事項(配慮事項)」の植生自然度の高い地域に関する記載を、次の①及び②とおおり修正しました【該当箇所 P.11, P.24】。</p>

			<p>①「促進区域を定める際の考え方」</p> <p><修正前> 植生自然度の高い地域及びその周辺を極力避けること。</p> <p><修正後> 植生自然度 8～10 の地域及びその周辺を極力避けること。 植生自然度 7 の地域及びその周辺は地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p> <p>②「地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方」</p> <p><修正前> 事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること（以下略）</p> <p><修正後> 事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域（植生自然度 7～10）を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること（以下略）</p>
5	②、③	○ 植生自然度の高い地域の扱いについて（太陽光発電・風力発電） 植生自然度の高い地域について、植生自然	御意見を踏まえ、植生自然度 8（樹冠が大きく構成種が豊富な二次林）以上の地域を極力避けるよう定めます。 なお、植生自然度の高い地域の要件としては、植生自然度 7

		<p>度8-10は極力避けるよう明記してよいのではないか。なお、植生自然度7に細い二次林が含まれるが、基準には記載する必要はないと考える。</p>	<p>(繰り返し伐採されて樹冠が小さく自然林の要素を含まない二次林)の地域を含むこととしました。</p> <p>基準本文の修正は上記6のとおりです。</p>
6	②、③	<p>○ 重要湿地及びそれ以外の湿地の扱いについて(太陽光発電・風力発電)</p> <p>重要湿地については、湿地は少しの盛土切土で水収支が変わることから丁寧に扱う必要があり、愛知県には東海丘陵要素植物群という特徴があるため、促進区域に含めない区域に追加すべきである。</p> <p>また、重要湿地以外の湿地についても、愛知県内の湿地の調査結果があり、こういったものも含めて、取り扱いを注意するよう記載を追加すべきである。</p>	<p><生物多様性の保全上重要な湿地を「促進区域に含めない区域」に追加するとの意見に関して></p> <p>本基準の策定の考え方として、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めない区域及び開発を特に避けるべきであると認められる区域であって、法令に基づき、その範囲が明確に定義され図示されている区域を「促進区域に含めない区域」として定めています。</p> <p>生物多様性の保全上重要な湿地は、範囲が明確に定義されていないことから「促進区域に含めない区域」とはしておりません。ただし、促進区域の設定に当たっては市町村において極力避けるよう配慮することを求めています【該当箇所 P.15, P.28】。</p> <p><重要湿地以外の湿地の取扱いに注意するよう基準に追加すべきとの意見に関して></p> <p>御意見を踏まえ、生物多様性の保全上重要な湿地以外の環境保全上の重要な湿地について配慮するため、「第2章 基準」の「促進区域の設定に当たって考慮を要する事項(配慮事項)」に「地域の湿地<生物多様性の保全上重要な湿地を除く。>」に関する記載を追加しました【該当箇所 P.15, P.29】。</p>

7	③	<p>○ 保安林の扱い（風力発電）</p> <p>風力発電施設に関して保安林は除外区域に入れていないが、風力発電施設の設置には林道開発等が伴い開発が広範囲に渡るため、保安林の種別によっては除外区域とした方がよい。</p> <p>具体的には、風力発電施設の立地に尾根が選ばれることが多く、防災上の観点からも土砂流出防備保安林は除外区域とした方がよい。水源涵養保安林の除外は必要ないと考えられる。</p>	<p>本基準の策定の考え方として、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めない区域及び開発を特に避けるべきであると認められる区域を「促進区域に含めない区域」として定めています。</p> <p>保安林は、森林法で定める保安林の指定解除や作業許可基準の要件に適合した場合には風力発電施設等の設置が認められることから、「促進区域に含めない区域」に指定しておりません。</p> <p>なお、保安林の指定解除や作業許可基準の要件においては、保安林の機能を代替する施設の設置等、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生防止のための措置を講ずることが定められており、土砂災害等の発生防止の観点から審査が行われます。</p>
8	③	<p>○ 鳥類のセンシティブティマップの扱いについて（風力発電）</p> <p>風力発電施設に関する鳥類のセンシティブティマップについて、注意喚起メッシュのC以上はクマタカが生息するような区域であり、Aにはイヌワシの生息地が含まれている。B、Cを除外する必要はないが、A1～A3は除外区域とすべきである。</p>	<p><風力発電施設に関する鳥類のセンシティブティマップを「促進区域に含めない区域」に追加するとの意見に関して></p> <p>本基準の策定の考え方として、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めない区域及び開発を特に避けるべきであると認められる区域であって、法令に基づき、その範囲が明確に定義・図示されている区域を「促進区域に含めない区域」として定めています。</p> <p>鳥類センシティブティマップの注意喚起メッシュは、1メッシュが10km²単位で広範囲に示されており、範囲が明確に定義されていないことから「促進区域に含めない区域」とはしておりません。</p>

			<p>＜鳥類のセンシティブティマップの具体的な要件を示すとの意見に関して＞</p> <p>御意見を踏まえ、「第2章 基準」の風力発電施設に関する基準において、「促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）」の風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップに関する配慮の内容をより具体的に記載することとし、次の①及び②とおりに修正しました【該当箇所 P.28】。</p> <p>①「促進区域を定める際の考え方」</p> <p>＜修正前＞</p> <p>集団飛来地及びその周辺への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>＜修正後＞</p> <p>集団飛来地（注意喚起レベルA1～A3）及びその周辺への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>②「地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方」</p> <p>＜修正前＞</p> <p>事業区域内及びその周辺に集団飛来地又は希少猛禽類の生息域、鳥類の渡りルートが存在する場合は（以下略）</p> <p>＜修正後＞</p> <p>事業区域内及びその周辺に集団飛来地（注意喚起レベルA1～A3）又は希少猛禽類の生息域、鳥類の渡りルートが存在する場合は（以下略）</p>
--	--	--	---

9	③	<p>風力発電施設の「配慮事項」に IBA を追加すべきである（該当箇所 P. 26～28）</p> <p>配慮事項として文財法指定種およびレッドリスト掲載種を指定しているが、風力発電施設の場合、種そのものの希少性に配慮することはもちろん、数多く飛来する渡り鳥への配慮が環境影響を低減する上で重要になる。愛知県には、国際的に重要な渡り鳥の主要飛来地があり、これらは IBA (Important Bird and Biodiversity Areas) として指定されており、また隣接する県（静岡県）でも広域指定されている。したがって、これらの情報を踏まえて促進区域の検討を行うことが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「第 2 章 基準」の風力発電施設に関する基準において、IBA (Important Bird and Biodiversity Areas) に関する記載を「促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）」に追加しました【該当箇所 P. 28】。</p>
10	⑤	<p>留意事項において県域を越えた周辺自治体への配慮の旨の記載を追加すべきである（該当箇所 P. 31）</p> <p>本基準のバウンダリー（範囲）は愛知県域であるが、促進区域内で開発を行ったとしても、県域はあくまで人為的に線引きされたものであるため、実際の環境影響は県下に限定されない（特に考慮対象事項のうち、景観、生態系、動物への影響について）。そのため、特に大規模施設となる風力発電施設の促進区域指定にあたっては、愛知県の自治体で</p>	<p>御意見を踏まえ、「第 4 章 促進区域の設定等に当たっての留意事項」の記載を、次のとおり修正しました【該当箇所 P. 32】。</p> <p><修正前></p> <p>2 環境省、本県及び所管行政機関と十分な意見交換及び調整を行うこと。</p> <p><修正後></p> <p>2 環境省、本県及び所管行政機関と十分な意見交換及び調整を行うこと。</p>

		<p>策定する計画であったとしても、隣県の自治体への配慮が必要と考えられる（特に県境の自治体の場合）。したがって留意事項において、促進区域指定の検討では必要に応じて県域を越えた周辺自治体の関係者との意見交換や調整を推奨する旨を記載すべきである。</p>	<p>また、促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が、隣接する市町村（県外の市町村を含む）に環境影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、当該市町村との意見交換及び調整を行うことが望ましいこと。</p>
11	⑦	<p>一般住宅に対する太陽光発電施設及び蓄電池に関する補助金について、積極的に取り組んでいる都道府県がある一方で、愛知県には補助金がない。</p> <p>県民が脱炭素化の実現のために貢献できるよう、エネルギー消費の大きい住宅のスマートハウス化を後押しする補助金のスタートを強く希望します。</p>	<p>本県では、環境に配慮した住宅（スマートハウス等）の普及を図るため、市町村と協調する形で、一般住宅への太陽光発電設備、HEMS等の一体的導入等の補助を行っております（住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金）。</p>